

## 令和4年度第2回船橋市自立支援協議会 会議録

日 時 : 令和5年1月26日(木) 午後2時から  
場 所 : 船橋市役所 本庁舎9階 第1会議室  
出 席 : 20人(委員4人の欠席あり)  
傍 聴 者 : 1人

### 議事

- ①船橋市障害者虐待防止対応連絡会議開催状況について
- ②船橋市障害者差別解消支援地域協議会開催状況について
- ③地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告
- ④専門部会開催状況について
- ⑤ライフサポートファイルについて
- ⑥令和5・6年度船橋市自立支援協議会専門部会の構成について
- ⑦「第3次船橋市障害者施策に関する計画」及び「第6期船橋市障害福祉計画  
及び第2期船橋市障害児福祉計画」の令和3年度実績について
- ⑧その他

### <配付資料>

- ・資料1-1 障害者虐待対応状況集計表(令和2年度～令和4年度受理分)
- ・資料1-2 令和4年度船橋市障害者虐待防止対応連絡会議協議状況一覧
- ・資料2 令和4年度船橋市障害者差別解消支援地域協議会開催状況
- ・資料3-1 地域生活支援拠点システム運営状況(令和4年12月末時点)
- ・資料3-2 令和4年度あんしんねっと緊急対応一覧(令和4年12月末時点)
- ・資料3-3 令和4年度地域生活支援拠点システム運営評価シート
- ・資料4 専門部会開催状況(令和4年度)
- ・資料5 ライフサポートファイル
- ・資料6 令和5・6年度船橋市自立支援協議会専門部会構成(案)
- ・資料7-1 第3次船橋市障害者施策に関する計画進捗状況(概要版)(令和3年度実績)
- ・資料7-2 第3次船橋市障害者施策に関する計画進捗状況(令和3年度実績)
- ・資料7-3 第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画の目標値に対する実績(令和3年度実績)
- ・当日配付 保育所における障害のある子供の受け入れについて
- ・当日配付 じゃなかしゃば～ひなたぼっこ便り～
- ・当日配付 第16回ノーマライゼーション学校支援事業フォーラムのチラシ

## 開会

障害福祉課長補佐

「それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第2回船橋市自立支援協議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。

本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第26条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか、会議録及び委員の氏名の公表をすることとなっております。

本日の出席委員についてでございますが、24名中20名のご出席をいただいておりますので、船橋市自立支援協議会設置運営要綱第7条第2項の規定により、過半数の出席となり、会議が成立しますことをご報告いたします。

次に、傍聴についてでございますが、船橋市自立支援協議会の会議公開の取扱い基準第3条の規定により、傍聴者の定員は5名となっております。

本日は1名の傍聴希望者がおります。傍聴を許可するものとして、皆様よろしいでしょうか。それではご入室いただきます。

なお、本日の協議会でございますが、会場の都合で16時までには終了とさせていただきます。議事の円滑な進行について、ご協力をお願いいたします。

また、発言される際の留意事項ですが、ご発言の際にはお名前を最初におっしゃっていただくようお願いいたします。手話通訳者がおりますので、発言のスピードにはご配慮ください。それでは、これより議事進行を小松会長にお願いしたいと思います。小松会長、よろしくをお願いいたします。」

## 議事①船橋市障害者虐待防止対応連絡会議開催状況について

小松会長

「皆さん、明けましておめでとうございます。まだまだコロナ感染の状況が続いておりまして、私のほうは病院のほうで勤務しておるんですけども、昨年未からクラスターが発生いたしまして、年明けになってやっと先週くらいにというところでやっております。それは病院に限らず、障害者の方がいらっしゃる施設、もちろんいろんな方が関わっている組織、いろんなところで感染症が発生していると思います。さらにはインフルエンザのダブル感染なんかもあるようですから、まだまだ油断ができません。感染対策はしつつも、この自立支援協議会で様々な施策を進めていくこととなりますので皆様今日もいろんな形でご意見をいただきたいと思います。」

それでは、本日の議事事項に入ります。最初に、議事①船橋市障害者虐待防止対応連絡会議開催状況についてでございます。事務局から報告をお願いします。」

障害福祉課相談支援係長

「資料 1-1 をご説明いたします。こちらは、障害者虐待に係る受理及び対応状況について令和 2 年度から令和 4 年 11 月末時点まで整理した表になります。

表の左 1 列の虐待類型小計をご覧ください。こちらは各年度と障害者虐待の類型ごとの受理件数が記載されております。

それでは、表の右 4 列の終結判断をご覧ください。令和 2 年度受理案件の対応状況ですが、養護者虐待の受理件数 15 件のうち、終結している案件は、虐待有りとして終結 13 件、虐待無しとして終結 0 件、判断しないとして終結 1 件の合計 14 件であり、1 件については対応中でございます。

施設虐待につきましては、受理件数 17 件が、虐待有りとして終結 10 件、虐待無しとして終結 3 件、判断しないとして終結 4 件として対応が終結しております。

使用者虐待については、受理件数 3 件のうち、判断しないとして終結 3 件として対応が終結しております。

続いて、令和 3 年度の受理状況についてですが、養護者虐待の受理件数 13 件のうち、終結している案件は、虐待有りとして終結 8 件、虐待無しとして終結 1 件、判断しないとして終結 2 件、合計 11 件であり、2 件については対応中でございます。

施設虐待につきましては、受理件数 15 件のうち、虐待有りとして終結 8 件、虐待無しとして終結 1 件、判断しないとして終結 6 件として対応が終結しております。

使用者虐待については、受理件数 3 件のうち、終結している案件は、判断しないとして終結 2 件であり、1 件については対応中でございます。

続いて、令和 4 年度の受理状況についてですが、養護者虐待の受理件数 8 件のうち、いずれも対応中でございます。

施設虐待につきましては、受理件数 10 件のうち、終結している案件は、虐待有りとして終結 1 件、虐待無しとして終結 3 件、判断しないとして終結 2 件であり、4 件については対応中でございます。

使用者虐待については、受理件数 0 件でございます。

対応継続案件については、案件が安定化し、対応が終結し次第、虐待防止対応連絡会議へ報告して参ります。

続いて受理件数の全体の推移についてですが当年度は 11 月末時点で 18 件の

受理件数となっております。

このペースでの通報が続けば、最終的には前年度と同程度または数件程度少ない受理件数となることが予想されます。

なお、その他、通報者、障害種別、虐待種別などに顕著な傾向は見られないことを申し添えます。

資料 1-1 の説明は以上になります。

続いて、資料 1-2 をご説明します。こちらは、虐待防止対応連絡会議の開催状況を整理した表になります。集計時点は令和 4 年 11 月末現在です。それぞれ、開催日時、虐待類型、協議件数の順に報告いたします。

令和 4 年度の第 1 回目の会議は 5 月 25 日に行われており、件数は、養護者虐待が 2 件、施設虐待が 9 件、利用者虐待は 3 件でした。

第 2 回目の会議は 8 月 31 日に行われており、件数は、養護者虐待が 4 件、施設虐待が 3 件、利用者虐待は 0 件でした。

第 3 回目の会議は 11 月 16 日に行われており、件数は、養護者虐待が 4 件、施設虐待が 3 件、利用者虐待は 0 件でした。

以上、3 回の会議結果を踏まえての終結などの協議状況について、事務局より協議状況のみご報告します。なお、個人情報保護の観点から個別案件の詳細についてお伝えできませんことをご了承ください。

それでは、表の合計のところをご覧ください。養護者虐待について、協議案件累計 10 件のうち、虐待の疑いありとして終結 9 件、虐待の疑いありとして継続 0 件、虐待の疑いなしとして終結 0 件、虐待の判断に至らず終結 1 件、虐待の判断に至らず継続 0 件。

続いて、施設虐待について、協議案件累計 15 件のうち、虐待の疑いありとして終結 7 件、虐待の疑いありとして継続 0 件、虐待の疑いなしとして終結 4 件、虐待の判断に至らず終結 4 件、虐待の判断に至らず継続 0 件。

続きまして、利用者虐待について、報告案件累計 3 件のうち、虐待の判断に至らず県に報告として終結 3 件。

資料 1-1、1-2 についての説明は以上となります。」

小松会長

「それでは、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。」

泉委員

「この表を見ると施設従事者の虐待が半数ということで委員の皆様や市民の皆様がこの数字を見ましたら、施設職員は一体何をしているんだろうというふう

に思われて非常に申し訳ないなと感じがしております。さざんか会でも実は直近の当法人の広報誌に、令和 2 年度に指導監査課に報告しましたグループホームでの職員の暴言、これについて権利侵害であり、人権侵害であることの報告をさせていただいております。幸い私どももやっと新型コロナの感染状況が少し落ち着いてきて、全体で今週の土曜日に全職員で虐待防止の研修をオンラインで行います。こういった中でしっかりと研修、日々の権利擁護に努めながら、施設従事者の虐待が、案件件数がゼロになる努力をさざんか会は取り組んでいきたいと思っておりますし、地域の中で船橋市内の中でも施設連絡協議会や今日ここにいらっしゃる大久保学園の千日さんが知的障害者福祉協会の事務局をやっておりますので、そういった地域でもしっかりと取り組みながら、虐待件数がゼロになるような努力を重ねて続けていきたいなと思っております。本当に施設従事者の数字が半分になっておりますことを大変お詫びしたいなと思っております。決してこういったことがないように努力して参りたいなと思っております。」

小松会長

「ありがとうございました。ほかにご意見はありますでしょうか。なければ次の議題に進みます。」

#### 議事②船橋市障害者差別解消支援地域協議会開催状況について

小松会長

「次に、議事②船橋市障害者差別解消支援地域協議会開催状況についてでございます。事務局から報告をお願いします。」

障害福祉課相談支援係長

「障害者差別解消支援地域協議会の令和 4 年度開催状況についてご説明いたします。資料 2 をご覧ください。

当会議は取り扱う議題の性質上、詳細な内容については報告を控えさせていただくことをあらかじめご了承ください。

障害者差別解消支援地域協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、市が平成 29 年 5 月に設置したものです。

この協議会は、障害者差別に係る相談事例の共有及び意見交換等を行うことにより、参加関係機関の相互理解、ネットワークの構築等を通じ差別解消の取り組みが推進されることにより、障害のある人もない人も共生する社会の実現に資することを目的としております。

第 1 回は令和 4 年 9 月 14 日に開催いたしました。議事事項 1 では、委嘱後初

の対面での開催で新規委員もいらっしまったため、船橋市障害者差別解消支援地域協議会の概要についてご説明いたしました。

議事事項 2 では、障害と障害のある人への理解啓発を目的とした障害者理解啓発ポスターの入選作品を選定いたしました。

議事事項 3 では、障害者差別事例の共有及び意見交換を行いました。

以上が、差別解消支援地域協議会の開催状況の報告となります。」

小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。」

山田委員

「私、この協議会に所属しておりまして、理解啓発ポスターを選定したところの報告を補わせていただきます。ポスターは皆さんご存じでいらっしゃいますか。船橋小学校の生徒さんが描かれたものを最終的には選びまして、このポスターを各事業所で張り出していただきました。私ども、本町でひなたぼっこという喫茶店をやっているんですけども、そこにこの理解啓発ポスターをずっと張っておきましたところ、そこはちょうど船橋小学校の生徒さんの通学路にもなっているんです。それでお店の中をちょっと覗いたりということでポスターを描いたお子さんが私の絵が貼ってあるということで大変喜ばれて掲示期間が終わってからそのポスターをぜひほしいと。おじいちゃん、おばあちゃんにも見せたいとおっしゃっていたので差し上げました。障害のある人に関わる経験をすごく豊かなものとして喜んで晴れがましく受け止めていただいたということが大変うれしく、ご報告させていただきました。

理解啓発ポスターはずっと障害福祉課の皆様、それから学校、教育関係者の皆様のご協力が続いているんですけども、色々よい面を生み出していらっしゃるなということで今後も続けていきたいと思っております。」

小松会長

「ご報告ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。それでは次に進みたいと思います。」

### 議事③地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告

小松会長

「次に、議事③地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告でございます。事務局から報告をお願いします。」

障害福祉課相談支援係長

「地域生活支援拠点システムの運営状況について報告いたします。資料3-1をご覧ください。なお、本資料は12月末時点のデータとなっております。

まず、1、緊急受け入れ対応状況についてです。緊急性の高い相談のうち、連絡を受けた関係機関から、短期入所等の緊急対応が必要と見込める相談案件については、拠点コーディネーターにて対応することとなります。必要により短期入所施設などを調整し、対象者を一時的に保護した上で、当人や関係サービス事業者と協議、調整を進めながら、地域生活に向けての支援を行っております。

今年度は12月末時点で31件の対応を行っております。障害種別の内訳は、精神障害6件、知的障害15件、身体・知的重複4件、精神・知的重複3件、三障害重複1件、不明2件となっております。

なお、緊急対応の内訳につきましては、次の資料3-2をご覧ください。緊急対応状況の詳細を記録した表となっております。拠点コーディネーターは、市内の短期入所施設やグループホームといった様々な社会資源を活用しながら協力依頼を行い、緊急受け入れの対応を行っております。

それでは、資料3-1に戻ります。2の事前登録状況についてです。緊急時に支援が見込めない世帯については、そのような事態になる前に事前登録申請をいただき、拠点コーディネーターとの面談を通じて、緊急受け入れ時に必要な情報を収集し、実際の緊急時の実支援に役立ております。

令和4年12月末時点で321人が登録しており、障害種別の内訳は、精神障害41人、知的障害208人、身体障害15人、身体・知的重複41人、精神・知的重複11人、身体・精神重複3人、三障害重複2人となっております。

こちらにつきましても、今後も順次、面談の実施、台帳作成と情報の整理を進めて参ります。

資料をめぐっていただきまして、3のグループホーム連絡協議会についてです。協議会では、参加事業者の毎月の空き情報等を収集し、関係機関への情報提供を行っております。また、新たにグループホームの立ち上げや運営に関する支援などの相談を受けています。昨年度までは、感染症まん延防止の観点から参集して行う勉強会などの開催はできない状況にありましたが、本年よりグループホーム連絡協議会総会の開催を再開しております。第1回総会を12月2日に開催し、コロナ禍における事務局の活動や船橋市の施設整備状況の報告を行い、会員の皆様との意見交換を行いました。

資料をめぐっていただき、4の地域生活支援拠点システム運営委員会開催状況についてです。当該システムは、事業の稼働後も定期的に運営状況について確認し、課題等が把握されれば、その改善に当たること、継続的な発展を目指

すものです。このチェック機能を担う組織として、拠点運営委員会を発足しております。

今年度は第1回を8月1日に開催し、拠点システム第1期終了に関する報告や困難事例ケースの情報共有を行い、委員の皆様から意見を伺いました。この結果を地域移行・福祉サービス部会へ報告しております。

また、第2回を12月26日に開催しており、拠点システム第2期に関する報告や困難事例ケースの共有などを行い、委員の皆様から意見を伺いました。

最後に、資料3-3、運営評価シートについてです。当該システムは、事業の稼働後も定期的に運営状況について確認し、課題等が把握されれば、その改善に当たることで、継続的な発展を目指すものです。このチェック機能を担う組織として、拠点運営委員会を発足しております。

今年度は第1回拠点運営委員会を8月1日に開催し、拠点システムの自己評価を行い、資料3-3の運営評価シートを作成いたしました。運営評価シートの詳細な内容については、第1回地域移行・福祉サービス部会にて報告を行っております。

資料3の報告は以上です。なお、各委員より補足説明などございましたらお願いいたします。」

小松会長

「ありがとうございました。かなり詳細な資料となっておりますね。もし各委員の方から追加がありましたらお願いいたします。」

清水委員

「拠点運営委員会の事務局をしている関係上、実際、この事業が始まって一番メリットと感じているのは拠点の事業と基幹の事業の連携がとてもスムーズになってきているというのが一番。情報共有であったり、困難事例の助言等をし合ったりとか。拠点と基幹が面をつながっていなければ地域はつながらないというところを皆さんと、というところもありまして、いろんな事業でご協力させていただいております。その中で資料を見ていただくと実績の中で、緊急対応の中で知的の方の件数が多いということと事前登録の中での知的の方が多いというところは開始当初から変わらず。ただ、精神の方も徐々に増えていらっしゃるというところでこの事業、コロナ禍、今もコロナ禍ですけれども、どういふふうに対応していくのかという時期だったので、今年度31件の緊急対応のうち16件がサービスを使っていない方、もしくは不明の方を拠点对応しているというところが大きな成果だと思っています。それだけ事業所を使われている方が率先して登録を促している。地域は地域でもしかしたら対応しているの



かもしれないですけども、関わっていない人の人数が増えてきているということは、拠点がそういった意味で広がってきたということで、本当に何かあったら拠点というよりも、拠点がいつも身近な相談相手になってくれているということが 1 つ、今年度の取り組みの成果かなど。運営委員会の中でアンケートをいただいた中でもそういう評価をいただいております。」

池田則子委員

「質問なんですけれども、対応方法の中に受け入れ先が見つかるも利用に至らずというのがあってこれはなぜなのかなといつも疑問に思っていたので教えていただけたらありがたいです。」

障害福祉課相談支援係長

「こちらなのですが、受け入れ先が見つかってでも相談者が拒否をするケースがございまして、そうしますと受け入れ先は見つかってそちらに伺うように促すんですが、拒否の場合はこちらの受け入れ先が見つかるも利用に至らずというところでカウントさせていただいております。」

小松会長

「ほかにございますでしょうか。じゃあ私から。グループホームの船橋の数、56 というのは最近かなり増えたんでしょうか。その方々がこういった事業に参加していて、基幹であるふらっとさんと地域の拠点との連携というそういう意味でしょうか。」

障害福祉課長

「グループホームは年々増加傾向でございまして、グループホーム連絡協議会に参加する事業所数も同じく増えているという状況です。」

小松会長

「連絡協議会と基幹と拠点といろんな連携が取れてきているということでしょうか。」

障害福祉課長

「グループホーム連絡協議会も拠点システムの 1 つですので、そこはしっかりと連携が取れております。」

小松会長

「ほかにないでしょうか。なければ次に進みます。」

#### 議事④専門部会開催状況について

小松会長

「次に、議事④専門部会開催状況についてでございます。まず、事務局から報告をお願いします。」

障害福祉課計画係長

「専門部会の開催状況について、ご報告をさせていただきます。資料 4 をご覧ください。

令和 4 年 7 月以降に開催された専門部会についてのご報告となります。

就労支援部会が 1 回、地域移行・福祉サービス部会が 1 回、障害児部会が 1 回開催されております。

それぞれの会議の詳細については、部会に出席されている委員から、この後ご報告させていただきます。以上でございます。」

小松会長

「それでは、就労支援部会から報告をお願いします。」

木下委員

「令和 4 年度の就労支援部会は、今日現在までに 1 回開催しておりますので、会議内容の一部を報告いたします。

まず、障害者就労支援事業所等合同説明会についてです。こちらは、特別支援学校や特別支援学級に在籍する生徒の保護者等に対して、生活介護や就労継続支援 B 型を中心とした事業所がブースを設けて活動内容を紹介し、情報を提供する事業です。会議では、各部会員より開催に当たっての意見収集を行いました。こちらの合同説明会は、コロナ禍により令和 2 年度、3 年度は中止としておりましたが、今年度については、令和 4 年 12 月 20 日火曜日、午前 10 時から 12 時まで船橋市立船橋特別支援学校高根台校舎にて実施しております。今後は来場者数やアンケートをとりまとめの上、障害福祉課より実施報告を受ける予定となっております。

次に、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修についてです。今年度のテーマは、発達障害者の就労支援とし、令和 4 年 11 月 1 日火曜日に開催いたしました。受講対象者を一般企業社員、障害福祉関係事業所職員などとしており、

参加者は57名でした。うち一般企業社員の参加者は21名、障害者事業所関係者19名、行政関係者10名、医療機関関係者5名、教育関係者2名です。昨年度と比較すると、参加者数は同程度という結果となりました。

研修参加者を対象としたアンケートの結果では、参考になったとの回答が多数を占め、特にグループワークに対する肯定的な意見が多く見られました。来年度も異なるテーマを設定し開催をしていく予定としております。

雇用者である一般企業、支援者である障害者事業所関係者の双方がより多く参加していただけるよう、研修内容や時間帯などを会議にて協議していきたいと思っております。

最後に、障害者就労における課題共有についてです。現在のコロナ禍における障害者就労の課題を中心に各部会員から意見収集を行いました。その中で、障害者就労を行っている方の勤務形態がコロナの影響で大きく変化し、在宅就労の増加や勤務時間の変更により様々な問題が発生しているという意見が多く挙がりました。会議内で出た課題については、各支援機関の取り組み等様々な社会資源の情報共有を図った上で、以降の議題として議論を深めて参りたいと思っております。

簡単ではございますが、就労支援部会の報告は以上となります。」

小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。ないようでしたら、地域移行・福祉サービス部会から報告をお願いします。」

住吉委員

「地域移行・福祉サービス部会では、10月27日に第2回目の部会を開催しました。

まず、日中サービス支援型共同生活援助事業について、ソーシャルインクルー株式会社より、ソーシャルインクルーホーム船橋習志野の運営について、株式会社フロムナウオンより、うさぎホームの運営についてそれぞれご報告いただきました。

委員からは人員確保の方法や、職員の研修方法や研修内容、ほかの事業所や医療との連携方法などについて質疑がありました。

次に、令和4年9月時点の地域生活支援拠点システム運営状況報告と運営評価シートについて、委員よりご報告いただきました。

以上で報告を終わります。」

小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。ないようでしたら、障害児部会から報告をお願いします。」

村田委員

「令和 4 年度第 2 回障害児部会は、令和 4 年 12 月 26 日に開催いたしました。議事は、ライフサポートファイルについて、その他報告事項となっております。

ライフサポートファイルについては、第 1 回障害児部会での意見や事前のアンケート調査結果を踏まえ作り直した修正案に対し、最終的な確認、調整を行い、改訂版のライフサポートファイルを作成しました。本日の議事⑤ライフサポートファイルについての中で、障害児部会事務局の療育支援課より改訂版のライフサポートファイルについて改めてご説明をさせていただきます。

そのほか、報告事項として、医療的ケア児等コーディネーター部会について、省令改正について、市民のための講演会について、通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果についての 4 点の報告がありました。

医療的ケア児等コーディネーター部会については、令和 2 年度に発足した船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会の部会として設置されることが決まりました。当部会は、医療的ケア児等コーディネーターを中心とした支援調整に係る多職種のネットワークとして位置付けられ、医療的ケア児等の支援調整に関する情報交換や課題検討、医療的ケア児等コーディネーターと各関係機関の相互連携を図ることを目的としています。

今後、自立支援協議会障害児部会でも医療的ケア児等コーディネーター部会の情報を共有し、連携を図っていききたいと考えております。

障害児部会からの報告は以上となります。」

小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。ないようでしたら、以上で議事④については終わらせていただきます。」

#### 議事⑤ライフサポートファイルについて

小松会長

「次に、議事⑤ライフサポートファイルについてでございます。事務局から報告をお願いします。」

#### 療育支援課整備計画係長

「療育支援課よりライフサポートファイルの改訂について、ご報告いたします。

ライフサポートファイルは、平成 29 年に作成し運用してきましたが、認知度及び使用率が低い状況にありました。そのため、より多くの方に手に取っていただけるよう、今年度中のライフサポートファイルの改訂を目標とし、障害児部会にて協議を進め、今回ライフサポートファイルの改訂版を作成いたしました。本日配布しております黄色の A5 サイズの冊子がライフサポートファイルの改訂版となります。

今回の改訂において、大きく変わった点は、サイズ、記入項目、活用方法となります。

まず、1 点目のサイズについてですが、以前は A4 に印刷したものをクリアファイルに入れ各自ファイルに綴じる形式を採用していましたが、保護者向けのアンケート調査において、ばらばらし過ぎている、コンパクトにしてほしいとの意見が多数あったことから、A5 サイズの冊子タイプに変更しました。サイズを変えることによって、まずは手に取りやすい形とすることを目指しました。

続いて 2 点目、記入項目についてですが、保護者向けのアンケート調査において、記入しやすくしてほしい、簡単にしてほしい、見やすくしてほしいという意見があったことを踏まえ、内容の見直しを行い、記入しづらい項目を削除する、記入欄を適切な大きさに変更する、レイアウトを分かりやすくするなどの変更を行いました。

3 点目の活用方法についてですが、以前は記入項目の全てを保護者が記入するものとなっており、記入することへの負担感があったことを踏まえ、改訂後のものは事業者が記入する欄を新たに設け、お子さんがこれまでどのようなサービスを受けてきたのかを把握できるような形式としました。

今回改訂しましたライフサポートファイルについては、本日本会に報告したことをもって、発行、配布という流れになります。市役所関係課での配布のほか、市ホームページ上ではデータ入力できるようワードファイルの掲載に加え、障害児部会でのご意見を踏まえ、お子さんの状況に合わせてカスタマイズできるよう、補装具等の追加ページのデータを掲載する予定です。

そのほか、今回新たに事業者が記入する項目も追加されましたので、ライフサポートファイルが改訂されたことの周知と併せ、ライフサポートファイルの活用方法や記入の仕方等を関係機関に共有していきたいと考えております。

ライフサポートファイルの完成の報告は以上となります。」

#### 小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

ないようでしたら、次に進みます。」

議事⑥令和5・6年度船橋市自立支援協議会専門部会の構成について

小松会長

「次に、議事⑥令和5・6年度船橋市自立支援協議会専門部会の構成についてでございます。事務局から報告をお願いします。」

障害福祉課計画係長

「資料6をご覧ください。こちらは、令和5年度、6年度の専門部会の構成(案)を記載した資料でございます。

専門部会につきましては、自立支援協議会の本会委員に準じて、2年間を任期として、部会員の選任を行っております。

現在の任期は、令和3年5月1日から令和5年4月30日までとなっております。来年度の初めに、資料右側、所属名と書いてある欄に記載のある団体に対し、新たに推薦依頼を行います。

推薦依頼を行うに当たり、本会委員の皆様には専門部会の構成についてご承諾をいただいた上で事務を行っているため、事務局にて、令和5年度、6年度の構成(案)を作成したところでございます。なお、依頼先の団体につきましては、令和3年度、4年度の構成と変更はございません。

説明は以上でございます。」

小松会長

「部会の構成についてのお話ですけれども、ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。」

千日委員

「専門部会の構成のところについて、権利擁護のところなんですけれども、先ほどもちょっと話がありましたけれども、事業所というものはあえて入らないという形で考えられているのでしょうか。それとも手上げでこの名前が入っているのか分からないですけれども、その辺のご説明をお願いします。」

障害福祉課長

「事業所が入っていない経緯については申し訳ありません、不明です。」

千日委員

「私的な考えですけれども、権利擁護の部分については先ほども、施設の関係、それから保護者あるいは雇用者という様々な分野、これは全て、オールのところを考えていかなければならないと考えております。僕も施設のほうですけれども、様々な角度から人選をしていただきたい。そのように思います。」

障害福祉課長

「今のご意見、持ち帰らせていただきたいと思います。」

小松会長

「それでは、検討していただくということでよろしくお願いいたします。ほかにはよろしいでしょうか。」

武内委員

「次回については特にはないのですが、船橋市さんも児童相談所を令和 8 年度に設立予定ということなので、長期的な議題になってくるとうちよりむしろいずれは船橋市さんの準備をやっている方とか、そちらに移行していくのがよいのかなとちょっと思ったので、今後検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。」

小松会長

「それではそれも含めて検討ということでよろしくお願いいたします。」

議事⑦「第 3 次船橋市障害者施策に関する計画」及び「第 6 期船橋市障害福祉計画及び第 2 期船橋市障害児福祉計画」の令和 3 年度実績について

小松会長

「次に、議事⑦「第 3 次船橋市障害者施策に関する計画」及び「第 6 期船橋市障害福祉計画及び第 2 期船橋市障害児福祉計画」の令和 3 年度実績についてでございます。事務局から報告をお願いします。」

障害福祉課計画係長

「それでは、議事⑦についてご報告いたします。こちらは第 3 次船橋市障害者施策に関する計画、第 6 期船橋市障害福祉計画及び第 2 期船橋市障害児福祉計画に関する、令和 3 年度、昨年度における進捗状況の報告となっております。

この 2 つの報告は関連する事項も多いことから、2 つの計画の実績を合わせて

ご報告させていただいた後、皆様からご意見を伺いたいと思います。

なお、2つの計画につきましては、それぞれ第3次障害者計画、第6期福祉計画と略称にてご説明させていただきますのでご了承ください。

まず、第3次障害者計画の令和3年度進捗状況について報告させていただきます。

資料7-1の1ページをご覧ください。第3次障害者計画は、平成27年2月に策定しました障害者基本法に基づく計画となります。

2ページをご覧ください。第3次障害者計画においては、3つの重点課題を示しており、まずその取り組み状況について報告となります。

まず、①地域包括ケアシステムの推進についてになります。現在、特に市の高齢者部門を中心として、地域包括ケアシステムの構築が進められております。

住み慣れた地域で暮らすための地域包括ケアの考えは、障害のある人に対しても変わらないものであり、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が地域で安心して暮らし続けられるよう、様々な支援を切れ目なく提供し、障害のある人の生活を地域全体で支援することが必要となります。

平成29年度に策定した第5期福祉計画においては、地域生活支援拠点事業を令和2年度末までに実施することを目標としておりましたが、令和元年10月から地域生活支援拠点事業「あんしんねっと船橋」の運用を開始しました。また、地域生活支援拠点システムの各機能の実施状況や問題点等について協議し、解決に向けた方策を検討する拠点運営委員会を設置し、令和3年度は2回開催しました。

続きまして、②高齢化への対応についてでございます。障害のある人自身の高齢化、またその保護者等、援護者の高齢化に伴い「親亡き後」の不安を解消するための取り組みを行う必要があります。

障害のある人の地域生活の場として、グループホームが重要な役割を担っておりますが、設置や運営費に対する補助制度のほか、新規に開設するグループホームのスプリンクラー整備に対する補助制度を設け、補助を行っております。

また、物事を判断する能力が十分ではない知的障害者や精神障害者等を保護し、支援するための制度である成年後見制度の相談や法人後見などを船橋市障害者成年後見支援センターで行っております。

また、障害福祉サービスの短期入所を利用している人が介護保険制度の該当となった場合、介護保険制度においても短期入所があることから、障害福祉サービスの短期入所の利用を認めていませんでしたが、介護保険該当者のうち介護保険サービスの短期入所の利用が困難と考えられる障害のある人については、障害福祉サービスの短期入所の利用を認めるという基準の改正を、平成28年4



月から行っています。

なお、地域生活支援拠点事業「あんしんねっと船橋」の運用開始については、障害のある人自身の高齢化やその保護者の高齢化に対する取り組みでもあるため、再度掲載しております。

続きまして、③就労支援の推進についてでございます。就労支援については、就労支援部会を中心に、取り組みについて協議を行っており、令和3年度は、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修を0から始める障害者雇用と職場定着についてというテーマで開催し、障害のある人の就労支援の推進に努めました。

また、障害者雇用推進・啓発イベント「はたらく」ということを開催し、特別支援学校在校生・卒業生による、職場体験や就労にまつわる体験談の発表、障害のある方を雇用している企業や職場実習を受け入れている企業による事例発表等を行うことで、障害のある方の雇用の推進を図りました。

障害者就業・生活支援センターに対しては、昨年度に引き続き、支援員増員のための補助を行うなどの機能強化を図りました。

重点課題の取り組みとしては以上となります。

続きまして、4ページをご覧ください。

各論及び推進体制の評価と、今後の方向性について報告いたします。

第3次障害者計画では、施策の体系として、分野を7つに整理し、それらの施策を推進するための推進体制として示しております。

今回、これらの各施策や推進体制について、所管課の評価や今後の方向性を示しております。

5ページと6ページが、評価と今後の方向性をまとめたものです。本日は全体的な内容について説明させていただきますので、詳細については、ご覧になっていただければと思います。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により実施していないものは、全てD評価としています。

それでは、5ページをご覧ください。

評価としましては、全体の約78%がA評価となっております。昨年度は約76%でしたので、ほぼ横ばいという結果となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。

各施策等の今後の方向性につきましては、廃止との回答が1件ありますが、その他の約99%の項目については拡大、継続、完了という結果となっております。

続きまして、7ページをご覧ください。

第3次障害者計画においては、成果目標として19の数値目標を設定しました。

1つの成果目標を、複数の所管課で評価等を行っている成果目標もあることから、評価等の合計は22となっております。

評価につきましては、A評価が17項目、B評価が5項目という結果となっております。

今後の方向性については、拡大もしくは継続という結果となっております。

第3次障害者計画の令和3年度の進捗状況については、以上でございます。

引き続き、第6期福祉計画の目標値に対する令和3年度の進捗報告を行わせていただきます。

資料7-3の1ページをご覧ください。第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画は、令和3年3月に策定しました障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画で、令和3年度から5年度までを計画期間としております。

4ページをご覧ください。福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標についてでございます。

まず、①の施設入所者の地域生活への移行についてでございます。下の表の令和3年度までにおける実績値をご覧ください。令和2年度から令和3年度までの間に施設から地域生活に移行した方は、合計で7人おりました。令和3年度の実績としては4人となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。

②の施設入所者数の削減について説明いたします。下の表の左側、令和3年度末の施設入所者数は262人となっております。令和元年度末の入所者数から11人減っておりますが、今後も施設入所支援の需要はあるものと見込んでおります。

続きまして、7ページをご覧ください。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてご説明いたします。

令和3年度から、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を船橋市が実施主体となって行っており、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、船橋市地域精神保健福祉連絡協議会にて代表者会議を実施しました。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進部会にて、実務者会議をオンラインで実施いたしました。

続きまして、8ページをご覧ください。地域生活支援拠点等が有する機能の充実について説明いたします。

地域生活支援拠点等の整備については、令和元年10月に地域生活支援拠点システム「あんしんねっと船橋」の運用を開始しました。本システムの各機能の実施状況や問題点等を報告し、解決に向けた方策を検討する拠点運営委員会に

において、令和 3 年度は運営評価及び検討を 2 回実施しました。

続きまして、9 ページをご覧ください。①の福祉施設から一般就労への移行者数についてでございます。

令和 3 年度の福祉施設から一般就労への移行実績は 153 人でした。サービス別に見ると、就労移行支援からの一般就労者数が一番多く、116 人、就労継続支援 A 型からは 25 人、就労継続支援 B 型からは 9 人でした。

一般就労の実績の内訳は、10 ページ以降に事業所ごとの移行者数が記載されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

11 ページに障害種別ごとの一般就労者数の割合を載せておりますが、精神障害者が約 8 割を占めており、就労移行支援事業所からの一般就労が中心となっております。

続きまして、12 ページをご覧ください。②の就労定着支援事業の利用者数についてでございます。一般就労への移行者のうち、就労定着支援を利用する割合は、令和 3 年度の実績は 51% でした。主に就労移行支援を利用して一般就労した方が就労定着支援を利用しています。

続きまして、13 ページをご覧ください。③の就労定着支援事業の利用者数についてでございます。こちらは、市内 10 箇所の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所の割合となります。令和 3 年度の実績は、就労定着率が 8 割以上の事業所は 8 事業所であり、割合としては 80% となりました。

続きまして 14 ページとなりますが、こちらにつきましては、療育支援課からご報告させていただきます。」

#### 療育支援課整備計画係長

「それでは、障害児支援の提供体制の整備等の実績についてご説明いたします。

①の重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実についてですが、児童発達支援センターに対し令和 3 年度も補助を継続し、専門的な支援を受けられるようにしました。また、保育所等訪問支援に関しては、円滑に支援ができるよう、訪問先への事前調整等で連携を図りました。

15 ページをご覧ください。②の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保ですが、令和 3 年度は主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスが 1 事業所開所したほか、居宅訪問型児童発達支援が市内に初めて開所しました。

③の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置ですが、令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会が開催できませんでしたが、今年度の開催

に向け事務局において協議を行いました。今年度は現時点で協議会を 1 回開催しています。

また、医療的ケア児等コーディネーターですが、令和 3 年度の配置はできませんでしたが、令和 4 年 9 月 29 日に開催しました船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会で医療的ケア児等コーディネーター部会の設置が承認され、令和 5 年 2 月 14 日に第 1 回の部会を開催する予定です。

以上です。」

#### 障害福祉課計画係長

「続きまして、16 ページをご覧ください。相談支援体制の充実・強化等についてでございます。

本市の相談支援体制については、基幹相談支援センターふらっと船橋を中心に、様々な障害種別に対応した総合的・専門的な相談支援を実施しています。

令和 3 年度は、訪問やオンラインを通じて、FAS-net 会員への指導・助言を行いました。また、研修や会議を定期的で開催し、相談支援事業者の人材育成や連携強化の取り組みを実施しました。

続きまして、17 ページをご覧ください。障害福祉サービス等の質の向上についてでございます。

本市では、障害福祉サービス等の質の向上に向けた取り組みを継続して実施しております。

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、千葉県が実施する障害支援区分認定調査員研修、障害者虐待防止・権利擁護研修に市職員が参加しました。

事業者向けの障害福祉サービス事業者等集団指導については、令和 3 年度はホームページ上での動画視聴及び資料掲載の形式で行いました。

続きまして 18 ページとなりますが、こちらにつきましては、療育支援課からご報告させていただきます。」

#### 療育支援課整備計画係長

「続きまして、18 ページをご覧ください。発達障害者等の支援の実績についてご説明いたします。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数ですが、令和 3 年度にこども発達相談センターで実施したペアレントトレーニングに 8 名が参加しました。

ペアレントメンターの人数ですが、令和 3 年度は千葉県の養成研修が実施されていないため、2 名から変動はありません。

ピアサポートの活動の人数ですが、本市所管の児童発達支援事業所にて、以前に通所していた子供の保護者との情報交換の場を計4回設け、54名が参加しました。

以上です。」

#### 障害福祉課計画係長

「続きまして、19ページをご覧ください。19ページ以降に障害福祉サービス及び相談支援の見込み量と実績について記載しております。

障害福祉サービスの見込み量と実績につきましては、概ね見込みどおりとなりました。主に特徴的な点を説明させていただきます。

20ページをご覧ください。(2) 日中活動系サービスⅠの自立訓練の生活訓練については、日数、人数ともに実績が見込みを上回っております。見込みを上回った要因としましては、令和3年に生活訓練の事業所が市内に新たに2箇所、開所したことによるものとなります。

22ページをご覧ください。(4) 日中活動系サービスⅢのうち、短期入所について、実績が見込み下回っております。要因としましては、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。

23ページをご覧ください。相談支援については、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援の実績は見込みを上回っております。

24ページをご覧ください。24ページ以降が地域生活支援事業の見込み量と実績になります。

地域生活支援事業の見込み量と、実績については、報告書に記載しているとおりですが、いくつか、特徴的な点を説明させていただきます。

(1) の理解促進研修・啓発事業については、障害者週間記念事業や障害者理解啓発パンフレット作成事業などを実施しております。

26ページをご覧ください。(6) 意思疎通支援事業については、手話通訳者派遣事業の派遣件数や、要約筆記者派遣事業の派遣件数などが下回っておりますが、これも新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。

28ページをご覧ください。(9) 移動支援事業については、移動支援事業、福祉リフトカー事業、リフトバス事業のいずれも実績が見込みを下回っております。要因としましては、こちらも新型コロナウイルス感染症の影響に加え、移動支援事業については、ヘルパー不足も要因であると考えられます。

29ページをご覧ください。(10) 地域活動支援センター事業については、市内の地域活動支援センターⅠ型の実利用人数が見込みを下回っております。要因としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用を控えたことによるものと考えられます。

続きまして、34 ページをご覧ください。こちらは、障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量と実績を記載しております。

児童発達支援、保育所等訪問支援の利用日数の実績が見込みを上回っており、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、利用日数の実績が見込みを下回っております。

35 ページをご覧ください。

障害児相談支援の実績は見込みを上回っております。

第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画の目標値に対する実績の報告は以上でございます。」

小松会長

「ご報告ありがとうございました。たくさんのデータがありますので、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。」

千日委員

「7-3 の資料のご説明をいただいたんですけれども、6 ページに施設入所者数の削減というのがございます。国の削減率は 1.6% という話をしているんですけれども、実績として船橋市は 11 名、4% 削減しましたということなんです。私、失念したんですけれども、最初に施設入所者の定員の削減というのがあったかどうかということなんですけれども、これは 262 名に下がったのは、もう事業の変更をして施設入所者の定員が減ったという解釈でよいのでしょうか。それともこれは欠員が生じているという意味なのかというのが分からないので教えてください。」

障害福祉課長

「これは単年度の実績値なんですけれども、3 年度において定員が減ったということはございません。これはあくまで実績として減ったという結果です。」

千日委員

「もう一度確認です。定員は 273 あるんですけども、利用したのが 262 件ということなのでしょうか、この実績は。定員ではないのですか。」

障害福祉課長

「定員ではなく、計画策定時における年度末の入所者数が元年度末は 273 だったものが、3 年度末は 262 だったということです。」

千日委員

「目標者数というのは、施設入所者数というのはあくまでも定員を基準にして考えますよね。なので、定員が変わっていないというのであれば、定員割れを起こしているというか、欠員をつくっているということになるのか、ちょっと僕よく分からないんですけども。僕のとらえ方が違うんですかね。それで片方では短期入所が足りないと言われていたわけですから、非常に相反している考え方にならないかと。その辺の数字の考え方だけ教えていただければと思います。」

障害福祉課担当

「この数字については、船橋市内の施設入所の定員ということではなくて、基準となっているのは船橋援護者の実績ということになります。なので、全国、船橋援護の方が入所を使っていれば、この実績値に入ってくるということになります。船橋援護者で施設入所を使っている方の実績です。なので、船橋市以外でも近隣市とか他県の施設を使っている方が含まれる数字になります。」

千日委員

「じゃあ全国で大体 200 から 300 人が船橋の実施機関で入所しているというとらえ方でよろしいでしょうか。」

障害福祉課担当

「船橋市の実施機関というよりは、船橋市が支給決定を行っている方の数値です。」

池田則子委員

「質問というよりお願いに近いんですけども、資料 7-3 の 16 ページに相談支援体制の充実・強化等とありますけれども、基幹相談支援センターのふらっとさんはたくさんの案件を抱えられていると思いますが、いつもご相談をいただくたびに情報提供や助言をいただいている感謝しているんですが、23 ページの計画相談支援の見込みより実績が上回っているということはとても必要とされている、相談支援は必要とされている支援なんですけれども、当会が支援させていただいているご利用者さんを通して相談員の方と接する機会が多々あるんですけども、対応のスキルの差を目の当たりにしてしまうことが多く、1つずつ事例を挙げることはできないので、支援員によって当事者が不利益を生じないような人材育成等に今後もより力を入れていただきたいと切に願っています。」

もう1つ。28ページの移動支援のことで、先ほど新型コロナウイルスの影響とヘルパー不足によることとということで、利用者の問い合わせはたくさん来ているんですけれども、やはりヘルパー不足でなかなかお受けすることができていない現状があります。そういう意味でも現状を別の観点から見ていただき、実績が増えるようにサポートとか計画等を立てていただけたらありがたいなと願っております。」

#### 障害福祉課長

「移動支援のところで説明が十分ではなかったんですけれども、この自立支援協議会の中で移動支援のヘルパー不足の問題は昨年度取り沙汰されておりまして、今年度の4月から身体介護有り無しの基準の見直しであったりとか、10月からは時間帯の加算をつけておりますので、そういった報酬の見直しから今後、そこは回復していくかなと期待しているところです。」

#### 池田則子委員

「ありがとうございます。それでヘルパーが増えてくれればありがたいなと本当に思っております。」

#### 山田委員

「今のご意見の補足なんですけれども、移動支援事業というものは個別に支援をしていただくということで、様々な障害のある方が、ご自分の希望や行きたいところ、そういうところに合わせて支援をしていただけるということで非常に大きな意味があると思うんですね。日常生活を支えたり、生きがいをつくっていくという意味でも大きいのでぜひヘルパーさんの確保を、ずっと福祉の人材確保が必要だということを毎回言われておりまして、おそらく行政の皆様もそこら辺を努力していただいていると思いますけれども、一層努力をお願いして、ヘルパーさんたちが増えて、その方たちは生きがいを持って働けるようにしていただきたいなと思います。」

個別の関係の中でヘルパーさんにとってもいろんな発見があると思うんですね。そして雇用の創出にもなりますし、障害理解も船橋市全体で深まっていくと思いますので、ぜひこの事業を大切にいただけたらと思います。」

#### 泉委員

「22ページの共同生活援助について質問させていただきたいと思います。非常に段階的に増えていって、ますます令和5年度に見込み数が858ということで毎年、数が増えておりますけれども、これについては例えば日中サービス支援



型のグループホームであればマックス 20 人ですけれども、船橋市としてはこの 20 人という枠を超えて 30 人、40 人のホームを認めていくのか。あるいは私どもの考えているホームはとてもそんな数に対応できませんし、今私どもがやっているところは、3 名から 7 名のアットホームな関係、本当に家族的な関係を重視したグループホームをやっております。冒頭、グループホーム支援員で暴言もあったりして、生活支援員と入居している人たちの関係性を重く考えていきたいと思っております。

数の問題と質的な担保については今後どのようにされるのか。これは拠点の中のグループホーム連絡協議会も対応すると思うんですが、市としては業者の質の問題についてどのように考えるのか。定員と質の問題、その 2 点についてお伺いしたいと思います。」

#### 障害福祉課長

「おっしゃるとおり、グループホームが非常に増えておりまして、定員と質の問題というのは課題としては認識しております。1 つは基準に則って指導監査していくのはもちろんのことなんですけれども、あとはグループホーム連絡協議会も立ち上げていますので、横のつながりも含めて全体で質の向上をしていければと考えているところです。」

#### 泉委員

「他市のように例えば 300 人、90 人のグループホームを船橋市も認めていくということはないと考えてよろしいですね。」

#### 障害福祉課長

「あくまで基準の条例を定めておりますので基準の範囲内であれば、認めていくということになると思います。日中サービス支援型であれば 20 なので、それを超えて認めることはないです。」

#### 清水委員

「先ほど池田委員のご意見、計画相談の質というところでは、FAS-net を立ち上げてもう 10 年経過して、11 年目に入るんですけれども、ずっとこの質のテーマに関しては課題として FAS-net の中で議論をさせていただいております。それに向けて専門的な分野の研修会であったり、様々な情報提供をしたり等、均一にやってはいるんですけれども、概ね参加される事業所さんは、ほぼほぼ決まっていて、多分ご指摘のある事業所さんは参加をされていない事業所さんだと思うんですけれども、昨年度全事業所を回った経緯があります。その際にそれ

ぞれの得意不得意云々そういったところも確認しながら実態を把握する。1年たって、コロナがもう少し終息すればまた事業所を訪問しながら個別に悩んでいることでどうしても聞きにくいとか、そういったところに関しては基幹として育成の部分で何かお手伝いができる。ふらっと船橋は困難事例の依頼があればペアで対応していくというような方針を FAS-net の中でも発言はしています。それによって一緒に計画相談とペアで対応していくケースも実際にあるので、そういったところをもっと柔軟に対応できるように基幹として対応していくつもりでありますので、ご迷惑おかけしますがよろしく願いいたします。

それと私のほうから第3次の進捗状況の概要版で、改めて今さらというところもあるんですけども、2ページの重点課題の1のところ、地域包括ケアシステムの推進とあります。そもそも共生社会の実現に向けた包括支援体制の部分から、この地域包括ケアシステム、高齢を中心にと先ほどお話があって、包括ケアシステムのお話をこの自立支援協議会で初めてお聞きした資料の中では障害の部分も当然それは国が挙げていた中で障害の文字も記入されていました。実際、制度がこういう形で展開されている中で現状船橋市の地域包括ケアシステムの中では障害の文字はないというところで確認はさせていただいております。

ただ、根本になる第3次のところで地域包括ケアの考えは障害のある人に対する普遍的なものであるというところで読み取っていく時に、そこに、あんしんねっと船橋、要するに地域生活支援拠点システムのことを記載されているんですけども、先ほど拠点システムの運営状況報告の中で緊急対応件数31件のうち15件が知的の方、事前登録321名のうち208名の方が知的の方。圧倒的に知的の方があんしんねっと船橋、地域生活支援拠点を使われている比率が高いかなというところが読み取れるんですけどね。この3ページに書かれている高齢化という問題で、先ほどの計画相談もそうですし、福祉サービス事業所に関しては、高齢化といっても64までなんですよね。65歳以上になると介護保険に移行していくという通知が市からも、私たちからもお話しさせていただきます。生活保護の方に関してはこの限りではないですし、介護保険と障害福祉サービスを併用されている方も当然いらっしゃる。そういったところの実質が分からないのと、あとじゃあ65歳になった登録をしていない障害の方たちというのはどこをどう読み取れば引っかかってくるのかというのが改めて読み返すと。地域共生社会の実現の資料とか、包括ケアの資料を読んでも65歳以上という記入の中に別に改めて障害と入れなくても障害は含まれていますよという読み取り方で解釈していいのか。そこら辺がすみません、私の中では整理がついていなくて。地域包括ケアシステムの考え方で載せて、拠点を載せるとその方たちっていうのはどこにいくんだろうっていう、誰が対応しているんだろうっ

ていう、そこがどこに聞けばいいのか。地域包括ケア推進課になるのかなとは思いますが、改めて65歳以上で、障害の分野のケアシステムの考え方で入っていないのかって言った方がいいのか。現状、私たちが分かっている実数以外の方たちって、誰が支援をしているのかなっていうところで、すごく疑問があって。読み取れば先ほど言ったように65歳以上なので、地ケアでその仕組みに乗っかってやっているんだなど。もしくは併用されているんだなど。そういう解釈でいいのかっていうところの、すみません、個人的なもやもやもあるんですけれども。触れちゃいけないところなのか、それを知ってどうするっていう問題もあるんですけれども、ただ、我が事・丸ごとの精神でこの仕組みができていいる以上、そこは知りませんよということは私はちょっと言えないので、どこでどう確認を取っていただいたらよいか分からないんですけど、これを読むに当たって、どうしても障害のほうの計画の中の地ケアの取り組みは資料にはないんですけれども、地域移行だとか地域定着だとか、基幹相談センターだとか、地域生活拠点などがというところを中心として考えていくという理解になるんですよね。」

#### 障害福祉課長

「地域包括ケアシステムの中で、障害者の位置付けがどうなっているのかというようなご質問でよろしいでしょうか。」

#### 清水委員

「それはもちろんそうなんです。それもそもそもここから始まっていた疑問があって。ただ、65歳に移行した時に重点課題の2のところでの対応は、先ほど言ったように現状対応した31件中15件は何らかのサービスを使っている方が、この3次の計画の拠点システムを使っている。でもそれ以外の16件の方っていうのは、登録はしているけれどもサービスは使っていない。この方たちって、そもそも事例の31件の中に、65歳の方はいらっしゃらないんですよね、年齢を見ていくと。そうすると65歳の方たちっていうのはどこで誰が把握をされているのかなと。障害のある方も。それは先ほど言ったように地ケアのほうに障害も含めた65歳は高齢者なので対応していますよということであれば、ここはそのとおり読み取れるかなとは思っています。」

#### 障害福祉課相談支援係長

「拠点システムに関わる部分がありますので、そもそもの集計の部分なんですけど、65歳以上になりますと介護保険に移行して介護保険制度を使うようになります。そうしますと基本的には拠点のシステムを使う時には障害福祉サービス

を使うというところが前提にありまして、カウントとしては障害福祉サービスを使った方を統計しておりまして、介護保険サービスを使うと高齢者施設になってしまうので、その部分はこの集計には反映はされておきませんので、これだけで今の地域包括ケアシステムの話をするというのは、申し訳ありません、ちょっと無理がありますのでそこはご理解いただければと思います。」

清水委員

「ごもっともだと思っています。」

住吉委員

「資料 7-3 の 29 ページ。地域活動支援センター事業の確認とお願いになるかもしれませんが、地域活動支援センターの市外の方の実績も 0、見込みも 0 ということになってはいるんですが、実は今日問い合わせがあり、あと、以前にもご相談があったケースがあるんですが、住所は事情があつて市外のグループホームに移られたということで、市外の住所地になっている方なのですが、施設を利用される場合、居住前の住所地が障害福祉サービスは支給決定されるということで障害福祉サービス自体は船橋市さんが支援するというところになっていての方がいらっしやいまして、その方が今お住いの住所地、船橋市以外のところで地域活動支援センターの I 型を利用したいとご希望されたんです。ですけど、市外の地域活動支援センターの I 型の事業所が船橋さんと契約をされていないのか何か手続き上理由があつて、住所がその市にあつても利用できませんとお断りされてしまったことがあつたんです。

お住まいになっている身近な地域でいろんな福祉サービスが受けられるほうが、その方にとっては生活しやすいかとは思いますが現状的に市外にお住まいで、でもサービスはこの場所で受けられないというのは気の毒な話だなというところで、地域活動支援センターの I 型の市外の見込みが 0 になっている、実績も 0 になっているというところその点の確認ともし契約云々とかそういう問題であれば今後のご配慮いただければと思つているところです。」

地域保健課精神保健福祉係長

「I 型の地域活動支援センターですが、こちらに記載されているとおり、5 年度までの見込みは今のところ 0 ということで考えております。」

住吉委員

「I 型の利用に当たっては、この手続きって船橋市は障害福祉課ではなく地域保健課さんだと思つてはいますが、市外の地域活動支援センター I 型利用に

当たっては、どちらが支給決定というかサービスの対応をされていらっしゃるのでしょうか。」

障害福祉課長

「そこは確認して後ほどご報告いたします。」

千日委員

「住吉さんのお話も十分、いろんな事業がある中で理解しているんですけども、これは船橋市さんも多分大変困るお話で、皆さんもご承知のとおり、非常に求められるものが多様化していて、この計画に載せられていないというか、全然想定もしていなかったものがどんどん出てきているんですね。

なので、進捗状況とこれからの見込みというのは、今までのものを前提につくるしかないと思う。ぜひ、これが終わる時、全て閉じて次に行く時、今まで想定していなかったものも実情としてあったことは記載するというか、示して、次のほうに入っていくとあくまでも制度ありきでそれだけで、さっきのふらっとさんも全く同じでなかなかこれだけで数字を当て込んで行くのは難しいんじゃないかなとは思います。

拠点の話もたびたび出ていますけれども、拠点の中身というのは児童も対象外ですね。児童は対象外になっている。でも、児童も要望がどんどん船橋を通してさえも来るようになってきている。児相からも来る。でも、拠点のほうは児童は対象外ですよとはもう言えなくなっている。これを今後ずっと続けていく中で、ひとつ締めくくる時には実情というか、例というものを示しながら進めていくというのが現場の我々にとってもありがたいなど。住吉さんもこういう事例があるんだよと、数字の中に入れてねというのは難しいのかもしれないんですけども、そのようなことを行政さんにも引き継いでいただいとるのが求めるところです。」

山田委員

「私、皆さんにお手紙を書いたんです。今生活のお話がずっと続いていて、私が提示したいのは、保育園の問題なんですけれども、この障害者施策に関する計画を私たち障害のある子供が生まれてからずっと船橋で生活をして、そして生きていくというライフステージ全体を通してつくったと思うんですね。それで今こういう相談が入ってきたということで皆様にお手紙を書かせていただきました。読ませていただきます。お手元に事務局が配っていただきました。

令和4年1月、我が船橋市は第4次船橋市障害者施策に関する計画を策定しました。計画の冒頭で市長がその基本理念、障害の有無によって分け隔てられ

ることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現を高らかに宣言されたことは記憶に新しいところです。そして、障害のある子供の健やかな成長、発達に向けた支援の充実が重点課題の1つになっています。この重点課題に沿って各論では保育所における障害のある子の受け入れについて船橋市発達支援保育、まあこの障害のある子を発達支援という形で位置付けていらっしゃるわけですね。この発達支援実施要綱に基づき、保育所を必要とする発達支援児の保育所での受け入れを行います。また、保育所のバリアフリー化を推進しますと書かれています。そこで船橋市の保育園では障害のある子の受け入れが進んでいるに違いないと私も考えていました。しかし、障害のある子を持つ保護者から保育園の入園が難しいという悩みの相談がありました。その悩みを聞いたことから理念と程遠い次のような現実が分かってきました。船橋市の保育園は公立27園、私立101園あり、このうち発達支援保育、障害児保育を行っている園は公立27、私立17、合わせて44園。全体数128園の半数にも足りません。ホームページで発達支援保育実施園一覧表を見ると、障害のある子を持つ保護者はこの44園以外は希望を出せないことが分かりました。担当課に伺ったところ、この一覧表で受け入れている園は一覧表で丸がついているんですけども、この44園以外は発達支援児は受け入れていませんというお答えでした。そこで思ったんですけども、障害のある子を受け入れる園をこのように限定することが許されるのでしょうか。障害のある子が生活している地域は当然ながら広い船橋市全域に渡っています。家庭に障害のある子が生まれ、兄弟が保育園に通っていて同じ保育園に通わせたい。そして両親が仕事を続けたいと希望することが多々あります。けれども兄弟が通っている園が発達支援保育をしていない場合、保護者はどうすればよいのでしょうか。このように入園を希望できる園に限られるということは、障害のある子自身とその家族に大変な苦勞と不利益をもたらしています。千葉県内の他市の状況も調べましたが、船橋市のような形で限定しているところは見つかりませんでした。障害のある子とない子が幼い頃から共に育ち合うことがインクルーシブな社会への一歩になることは誰もが認めるところです。その一歩は保育園や幼稚園から始まりません。船橋市の障害ある子の保護者が少なくとも全ての保育園に入園希望を出して相談できる。そういうふうになるように早急に施策の改善をしていただけないでしょうか。そしてまた園が安心して障害のある子を受け入れられるように、条件整備をしていただきたく、切にお願い申し上げます。このような課題があることを自立支援協議会の皆様に共有していただけたら幸いに存じます。

資料で7-2の16ページと17ページになると思いますが、保育所における障害のある児童の受け入れというところがあります。どちらもAがついているんですけども、実体としてこのようなことがあるということを経営の皆様も認

識していらっしゃるでしょうか。事務局にもぜひお聞きしたいと思います。」

子育て支援部長

「直接の所管がこの場におりませんので、私のほうでご回答させていただきます。山田委員がおっしゃったように現状で船橋市の保育施設等への入園に関しては全ての保育園で受け入れられるという状況になっていないということは事実でございます。

こうした状況が好ましいことではない、適切なことではないということは行政としても認識をしているところではあるんですけども、受け入れをしていくというところについて、やはり現実にお子さんを預かっていただく保育園のご協力というのが必要不可欠でして、いまだ全園に広がっていないというところがございます。

ご指摘の中で、まず、受け入れられる園を限定しているというところがございます。これはまず最初に船橋の場合は保育園入園の申し込みをしていただく前に発達支援保育の申し込みをしていただいて、そのお子さんにどのような配慮が必要なのかというところを体験保育の場で観察をさせていただいて、その上で発達支援保育として入園していただいたほうがよいのかどうかというところを決定させていただいております。

これが他市のやり方と違うということも私ども調べて分かっておりまして、他市が入園されてからそういった体験、観察保育をするという状況で行っていらっしゃるということは、この自立支援協議会以前にご意見いただいておりますので、その時にお調べさせていただいたんですけども、ただ、本市でじゃなぜ入園の前にそういう観察保育のような形で行っているのかと申しますと、これは入園されてからどのような配慮が必要なのか、そこは人間的な問題であったり、環境の問題であったり、様々なところで準備をしなければいけないというところから始まっていたと思います。ただ、確かに障害のおありになるお子さんをお持ちの保護者さんからは、なぜ私たちは先にこういったことをやらなければならないのかといったご批判のお声もいただいております。

ご指摘いただいたように早急に施策の改善をというところで私たちも改善をしたいと、そういう方向で進みたいというふうに思っております。ただ、入口の部分だけを改善しても、その先保育園に入ってからのお子さんの生活というものがきちんと発達が保証されるものでなくてはいけないということも考えておりますので、その点について対策を早急に講じていきたいと思っております。

実際のところ、人手が必要だとかそういったことについては、加配の保育士が必要だという時には加配した保育士に対する市の補助という制度もございまして、けれども、これが十分に活用されていなかったり、あるいは加配の保育士だ

けの問題ではなくて、ほかに何かハードルがあるのかとかだとか、そういったことも含めて私立保育園さんのほうにも色々のご意見をお伺いしながら進めて参りたいと考えております。

以前、まだ私が保育のほうに携わっていなかった今から15年くらい前のことですけれども、その時は公立保育園もなかなか障害のあるお子さんの受け入れというところにはスキルがないというところもあって、ちょっとこう引いている状況で、まずは療育施設ではないかというような、そういった考えを持っていましたけれども、それはかなり進んでおりますので、これから私立保育園さんのほうについてもますます進めて、意識の改善のほうも合わせて進めていきたいと考えております。」

山田委員

「部長、お答えありがとうございました。私どもも全ての保育園で障害のある子を受け入れられるようにもちろんなっしてほしいですけれども、それが今日明日になるような状況ではないということはよく分かっております。ただ、44園の丸がついてあるところしか希望できないんですよと言われてしまったということが非常に間口を狭めていると思ひまして。とりあえず全部の保育園がその希望は受けると、その上でそのお子さんの保育がどのような形にできるかを保護者と園とが膝を交えて相談をして、まあそれで入園できない場合もあるかもしれませぬけれども、とにかく希望を出して、お話し合いの門戸を開いていただきたいというのが、まず一歩かなと思ひているわけでございます。ぜひ、ここに向けて施策を進めていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。」

池田則子委員

「私も子供が障害がありまして、何十年も前になかなか保育園、幼稚園を選ぶ時にすごく大変な思いをしていて、これを読ませていただいて、要綱に基づき保育園を必要とする発達支援児に保育所で受け入れられることが可能であればやはりそういうふうになっ進めていっほしいなと思ひます。発達支援児でも色々なタイプの方がいらっしやると思ひるので本当に先ほど山田さんが言っように44の園というよりも直接この近隣の園でお母様方がお話し、相談できるような環境を整えてあげてくれて、その中で今の段階では難しいからこちらのほうがいいですよみたいな進め方をさせていただけたら子育てが辛くないのではないかなと感じました。」

犬石委員

「私、精神障害の会なんですけれども、孫が発達障害を持っているものですか



ら、山田さんのご意見を聞いて同感したんです。実際に障害を持った子供たちが社会で差別されることなく教育を受けるということは私もすごくできないということを切実に実感しているところなんですけれども、大阪市が、何かの書物で以前情報を得たことがあるんですけれども、大阪市は山田さんの言うとおりのことをしていたので。大阪市は非常にインクルーシブ教育に力を入れておりまして、保育園、幼稚園、それを通り越して学校になってくるんですね。学校にその地域の子供たちがどんな障害があっても学校に行けると。どういう障害があっても学校に入学することができる。各教室に身体障害者の方もいれば、知的の方もいれば、そういう中で皆さん教育を受けているんです。その場合、必ず重度心身障害者の方の医療、必ず看護師が常駐しているとか、そういう体制をつくってやっているところがあるんです。それで成功して。発達障害の子供がそうやって高校を受験して成功したとか、そういう実例、それは本当に大変で私たちが思えば夢のような話だと思うんですけれども、大阪市では実際にそういったことができているということなんです。そういう方向に向かって、本当に夢のような話だと思います。ただ、そういう方向に向かってくれればいいなと思って、今山田さんのお話を聞いて実感いたしました。

今度は精神のほうでお話をさせていただきたいんですけれども、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築って、私たちすごく期待しているんです。その中で私たち家族会の中でも、興味深いのは大久保学園さんがやってくださっているあんしんねっとが私たちが注目している部分なんです。この間、大久保学園の職員の方、若い方にお話することがあって、やはり精神を引き受けたとしても分からない部分が多いんですね。精神ってどうなった時にどう対応していいのか。例えば、かっとなって暴力が出た時とか、どういう場合どう対応していいのか、スタッフの方も非常に困惑されているということがよく分かったんです。逆に、私たちも精神のことを分かっていただけではないところに預けるのはどうなんだろうと。期待と不安でいるんです。

私が一番望むのは医療がここに、さっきのインクルーシブ教育と同じように医療が関係していないと難しいと思うんです。大久保学園さんに預かっていただいて、本当にどうしようもない時は警察を呼ぶしかないというようなことをおっしゃった方もいらっしたんですけれども、やっぱりそこには臨床心理士の方ですとか、医療関係者が常駐するということにしないと、とても難しいのではないかと思います。」

子育て支援部長

「少し言い訳めいたお話をさせていただくことになるんですけれども、保育園の場合は小学校以上の義務教育の場と違って、1つは全部の保育園が公立ではな

い、私立にお願いをする立場があるので、そこが市がストレートに全てを進めていくという、少しお時間がかかるというところの言い訳になります。他市ができていますのでというところはございますけれども、本市においては私立の園が非常に多くて、これまでの経緯などもございますので少しお時間をいただきたいなと思っております。

それと保育園というのは、0歳から5歳までのお子さんをお預かりしている施設でございます。この時期の年齢というのが非常に発達の度合いが著しい時期です。非常に刺激の強い生活環境になりますので、そういう意味もあって、障害のあるお子さんが過敏なお子さんだったりするとちょっと辛いかなというところもあって、そういう意味でも色々配慮をするというところに丁寧に取り組まなければいけないというふうに考えているところです。もちろん、時代の流れとして障害のある人もない人も共に暮らしていける社会を目指していくという方向については、保育分野に関わる職員も理解をしておりますので、少しお時間をいただきながら丁寧に対応させていただければと思っております。」

清水委員

「県内もそうですし、全国的にもそうなんですけれども、重層的支援体制整備事業が千葉県でも松戸だったり市原だったりで進めているという話を耳にするんですけれども、船橋もこの辺について進捗も出ていると思うんです。ぜひ一度、担当課の方からこの会議で説明をいただく機会を設けていただくことは可能かということをお聞きしたいと思えます。」

障害福祉課長

「今清水委員からお話がありました件につきましては、所管課と調整していきたいと思えます。」

小松会長

「よろしいでしょうか。それでは議事⑦を終わりにして次に進みます。」

#### 議事⑧その他

小松会長

「最後に、議事⑧その他についてでございます。本日は、山田委員から当日資料として、第16回ノーマライゼーション学校支援事業フォーラムのチラシ、じゃなかしゃば～ひなたぼっこ便り～が提供されておりますので、山田委員からご説明をお願いいたします。」

山田委員

「会報は年に 4 回くらい出しているものですので、どうか中を見ていただければありがたいと思います。

それとカラーの共生社会への道ですが、今回ウェブ配信ということで教育と社会をつないで、どういうライフステージを通して、共に生きていくにはどうしたよいかという、本当に長いこと取り組んできた課題ですけれども、またそれで講演を行いますのでぜひ視聴していただきたいと思います。今回、講演 3 で知的障害のある若者の通常学級でのスクールライフとしてインタビューを初めて行いました。これもぜひ視聴していただけたらと思います。1 月 24 日まで申し込みと書いてありますがけれども、今からでも大丈夫です。ホームページを覗いていただけるとありがたいです。よろしく願いいたします。」

小松会長

「ありがとうございました。本日の議題は以上になります。全体を通してご意見などのある方はいらっしゃいますか。それでは鐘も鳴りましたので、以上で、本日の議事事項を終わりにさせていただきます。最後に事務局から事務連絡をお願いします。」

障害福祉課長補佐

「現在の委員の皆様の任期は、令和 3 年 5 月から令和 5 年 4 月末までとなっております。任期中の自立支援協議会の開催は今回が最後となります。

皆様、誠にありがとうございました。

委員の改選につきましては、現委員の皆様に意向調査を行ってから、各所属団体に推薦依頼を行わせていただきます。

次回の自立支援協議会は、新たな委員での開催となり、令和 5 年 5 月頃を予定しております。

それでは、これもちまして、本日の会議を終了したいと思います。

皆様お疲れ様でございました。ありがとうございました。」